介護老人福祉施設　麦久保園　利用料金表

（運営規程第19条及び利用契約書第7条に示す利用料金表）

令和5年1月1日より適用

【1】地区区分　・・・　地区区分【　5級地　】

【2】単位単価　・・・　単位単価【　10．45円　】

【3】基本サービス単位【1ヶ月は、30日で表記しております】

利用居室	要介護度	単位		1ヶ月のご利用者負担額		
	介護サービス費		1ヶ月の報酬額	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
従来型個室 多床室	要介護1	573	179,635	17,964	35,927	53,891
	要介護2	641	200,953	20,096	40,191	60,286
	要介護3	712	223,212	22,322	44,643	66,964
	要介護4	780	244,530	24,453	48,906	73,359
	要介護5	847	265,534	26,554	53,107	79,661

【4】体制加算

①．安全対策体制加算【　20単位／入所時に1回　】

＊施設に新規入所された方のみ対象です。

②．科学的介護推進体制加算Ⅰ【　40単位／月　】

③．科学的介護推進体制加算Ⅱ【　50単位／月

＊介護保険制度の方針により、それぞれの身体機能や疾病等の情報を厚生労働省に提出します。その情報提供の加算です。
なお、厚生労働省からフィードバックとして提供した情報に対する介護方法について情報を得ることができます。

④．看護体制加算Ⅰ【　4単位／1日あたり　】

＊常勤の看護師を1名以上配置している。

⑤．看護体制加算Ⅱ【　8単位／1日あたり　】

＊看護職員を常勤換算法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している。

＊最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している。

＊当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している。

⑥．褥瘡マネジメント加算Ⅰ【　3単位／1日あたり　】

⑦．褥瘡マネジメント加算Ⅱ【　13単位／1日あたり　】

＊多職種で褥瘡対策に関する計画書を作成し、褥瘡予防への取り組みを行った際に算定します。

⑧．口腔衛生管理加算Ⅰ【　90単位／月　】

⑨．口腔衛生管理加算Ⅱ【　110単位／月　】

＊2週間に一度、歯科衛生士の助言を受けて、それに基づいて口腔ケアを行った際に算定します。

⑩．排せつ支援加算Ⅰ【　10単位／月　】

⑪．排せつ支援加算Ⅱ【　15単位／月　】

⑫．排せつ支援加算Ⅲ【　20単位／月　】

＊医師が排泄の状態について、改善する見込みのある方を選定し、多職種で排泄の状態改善に対する計画を立て、実施した場合に算定します。
また、排泄状態の改善が見られた際に算定します。

⑬．自立支援促進加算【　300単位／月　】

＊医師の医学的評価のもと、多職種で昼間の時間の過ごし方について計画を立て、実施した際に算定します。

⑭. 個別機能訓練加算Ⅰ【　12単位／1日あたり　】
＊機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を
1名以上配置しかつ多職種協働により個別機能訓練計画を作成し、
計画に基づき計画的に訓練を行っている。

⑮. 個別機能訓練加算Ⅱ【20単位／月】
＊LIFEへの情報提出

⑯. 精神科医師定期的療養指導【　5単位／1日あたり　】
＊認知症の入所者が全利用者の3分の1以上を占め、精神科を担当する
医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている。

⑰. 看取り介護加算
＊死亡日以前45日以上31日以下【　72単位／1日あたり　】
＊死亡日以前4日以上30日以下【　144単位／1日あたり　】
＊死亡日の前日及び前々日　　【　680単位／1日あたり　】
＊死亡日　　【　1，280単位／1日あたり　】
＊医師が終末期にあると判断した場合、本人及びご家族と共に
その人らしさを尊重した看取りを行った場合。

⑱. 日常生活継続支援加算【　36単位／1日あたり　】
＊新規入所者の総数うち、要介護4・5の割合が70％以上
又は、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65％以上
＊たんの吸引等が必要な利用者が入所者の15％以上
＊上記2点のいづれかの他、入所者6名につき介護福祉士1名以上
（常勤換算）を配置

⑲. 栄養マネジメント強化加算【　11単位／1日あたり　】
＊常勤の管理栄養士が1名以上配置している。
＊入所者毎の栄養ケア計画を作成している。必要に応じ見直している。
＊医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が
共同して栄養ケア計画を作成している。
＊低栄養の高リスク者に対して、週3回以上、食事状況の分析をおこなう。

⑳. 療養食加算【　6単位／1回あたり　】
＊食事の提供が医師の食事箋に基づき管理栄養士又は栄養士によって
管理されている。（1日3回に限る）

㉑. 初期加算【　30単位／1日あたり　】
＊入所した日又は30日を超える入院後の再入所の場合に30日以内の期間

㉒. 入院・外泊時加算【　246単位／1日あたり　】
＊入院又は外泊した場合、ただし初日と最終日は、除く1ヶ月6日を限度

㉓. 夜勤職員配置加算Ⅲ【　16単位／1日あたり　】
＊夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている。
喀痰認定従事者配置をしている。

㉔. 介護職員処遇改善加算Ⅰ【　総利用単位数の8．3％　】
＊平成23年度まで実施された介護職員処遇改善交付金の効果を継続するため

㉕. 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ【　総利用単位数の2．7％】
＊介護職員等の賃金改善の為

㉖. 介護職員等ベースアップ支援等加算」【　総利用単位数の1.6％】
＊介護職員等の賃金改善の為

【5】食費・居住費【1ヶ月は、30日で表記しております】

負担段階区分別負担額（月額概数）						（単位：円）
負担段階区分				居住費		食費
所得区分			利用者負担段階	従来型個室	多床室	
市町村民税	世帯課税者		第4段階	35，130（月） 1，171（日）	25，650（月） 855（日）	46，500（月） 1，550（日）
市町村民税	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万超の方かつ、預貯金等が 単身で500万円（夫婦で1，500万円）以下	第3段階②	24，600（月） 820（日）	11，100（月） 370（日）	40，800（月） 1，360（日）
市町村民税	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万以下の方かつ、預貯金等が 単身で550万円（夫婦で1，550万円）以下	第3段階①	24，600（月） 820（日）	11，100（月） 370（日）	19，500（月） 650（日）
市町村民税	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下	第2段階	12，600（月） 420（日）	11，100（月） 370（日）	11，700（月） 390（日）
市町村民税	世帯非課税者	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等	第1段階	9，600（月） 320（日）	0（月） 0（日）	9，000（月） 300（日）

＊入院又は外泊期間中も居住費が必要です。
　ただし、短期入所で空きベッドを利用した場合を除きます。

【6】その他の利用料

裏面「介護保険給付対象外サービス利用料金表」参照

＊本利用料金表は、介護保険制度等の改定により変更を行う事があります。
なお、変更があった場合は、速やかにお知らせ致します。

令和　　年　　月　　日

ご利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご家族氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

介護保険外サービス自己負担表

2021/5/1より

希望外出30分あたりの金額		
項　目	金額	摘　要
ドライブ、買い物、食事等	500円	出発から帰園までの時間
介助職員付添（運転手除く）	500円	職員1名につき

その他の料金（生活）		
項　目	金額	摘　　要
理美容代	実費	内容に応じて2,000円～
特別食	500円	敬老会
	500円	クリスマス会
	200円	正月
	実費相当額	ワゴンサービス、出前等
電気代	35円/日	居室に施設のテレビの貸与をされた時
余暇活動	実費	クラブ活動等
入所等送迎	実費	有料道路等使用時
協力医療機関以外の送迎	1,000円	片道
買い物代行	1回200円	喫茶時注文
	1回500円	職員個別対応時
喫茶	実費	喫茶での飲食代
永眠時の諸費用	実費	診断書料
	5,000円	遺留品等の処分(リサイクル法適用品は別途請求)

その他の料金（管理）		
項　目	1日あたり	摘　　要
通帳、証書等の管理	50円	通帳・印鑑・証書類・各種保険証類・貴金属等の管理
預り金出納代行	50円	預り金出納手続き
立替金出納事務	50円	立替金出納手続き
合　計	150円	預り金対象外の方は100円